

令和2年度 事業報告

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

公益社団法人石川県バス協会

I. 事業概況

令和2年度の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、業種による格差があるものの依然として厳しい状況が続いています。政府による二度にわたる緊急事態宣言の発令や景気回復政策であるGoToトラベル事業の停止等により経済が大きく落ち込み、コロナ失業という言葉も生まれ、すでに10万人余りもの失業者が出ているところです。また、国の最重要政策であるインバウンド観光も、コロナ禍においてこの2月では99.9%減少しています。

乗合バス事業については、金沢地区ではコロナ禍、バス利用者の行動変容等により20～30%の利用者減となり、それ以外の地域では過疎化の進展等により、ほとんどの事業者が赤字を計上するなど大変厳しい経営状況に陥っている。

また、貸切バス事業については、インバウンド観光がすべてなくなり、国内観光もわずかな状況で、国のGoToトラベル事業、石川県の県民宿泊割引支援事業の効果も薄く、国等の雇用調整助成金や融資制度等の各種支援により事業を維持しているところです。

このような中でも、徹底した安全対策を実施しているところで、軽井沢スキーバス事故の対策として実施された各種取組や日本バス協会で示されている新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに沿った感染予防対策を実施しています。

当協会においても、新型コロナウイルス感染症予防対策として「バスの日イベント」を行政機関と連携して、旅行業者、報道機関、行政機関を対象に感染対策の実演、特にバス車内の換気性能が優れている点等をPRし、バスの安心・安全について周知しているところです。

また、コロナ禍の支援対策として、地方自治体等に対し事業維持に係る支援、貸切バス需要政策、修学旅行等の延期等によるバス利用支援を要望していますが、成果としてはわずかなものとなっています。

この3月には、地方自治体に対しワクチン接種に係る移動等に貸切バス利用を要請しており、その結果、バス利用成立あるいはその相談が入っています。

こうした状況の下、石川県バス協会は、令和2年度事業計画に基づき、また、コロナ禍等情勢の変化に対応し、輸送サービスの維持・改善や安全確保等の重要な課題をはじめ、公共交通機関としての国民生活に果たす役割・責任において、会員各位とともに英知を結集し、利用者ニーズに対応した創造性豊かなサービスの提供、山積する諸課題の克服に努めるとともに、公共的使命の完遂とバス事業の健全な発展によって地域社会の福祉の増進を目指し、積極的に取り組んだ。

主な報告事項は、下記のとおりである。

記

1. バス事業関係諸制度及び税制等への対応

令和3年度税制改正要望として、自動車関係諸税の負担軽減について、バス業界挙げて要望活動を行いました。

その結果、

- ・都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長【自動車重量税及び自動車税環境割】≒2年間延長(令和5年3月まで)
- ・エコカー減税の延長【自動車重量税及び自動車税環境割】≒2年間延長(令和5年3月まで)
- ・グリーン化特例の延長(乗合バス10%重課の適用外含む)【自動車税】≒2年間延長(令和5年3月まで)
- ・バリアフリー車両に係る特例措置の延長、空港アクセスバスに係る減免措置の拡充【自動車重量税】≒3年間延長(令和6年3月まで)
【自動車税環境割】≒2年間延長(令和5年3月まで)
【空港アクセスバス(リフト付きバス)の自動車税環境性能割が取得価格からの控除額】≒800万円に引き上げ
- ・先進安全技術を搭載したバスに係る特例措置の延長【自動車重量税及び自動車税環境割】≒7カ月間延長(令和3年10月まで)
- ・営自格差の堅持【自動車税、自動車重量税及び自動車税環境割】≒営自格差維持
- ・中小企業投資促進税制の延長≒2年間延長(令和5年3月まで)

2. 環境対策の推進

- (1) 地球温暖化ガスの削減及び大気環境の改善に資するため日本バス協会の「環境対策を強化する月間」等において、「不正改造車排除強化月間」、「自動車点検整備推進運動強化月間」、「エコドライブ強化月間」等の推進実施及びバスマスクによる広報啓発に努めるとともに、石川県の「エコドライブ推進運動」、「全国不正軽油撲滅強化月間」の周知啓発にも積極的に協力しました。
- (2) 日本バス協会と協調した地方路線バス及び貸切バス(中古車)の導入に対する助成を実施し、導入促進を図るなど環境対策に努めました。

3. 交通バリアフリー対策の推進

- (1) 交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス(ノンステップ、リフト付バス等)車両について、日本バス協会と協調して、人にやさしいバスの導入に対する助成を実施し、普及拡大に努めました。

4. 安全輸送対策の推進

- (1) 運転者講習会等を通して、自動車運送事業者における脳血管疾患ガイドライン、バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理などについて、会員並びに運転者に対する周知理解に努め、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を中心とした安全輸送対策の推進を図りました。
- (2) バス事故の3割を占める車内事故の防止を図るため、7月に日本バス協会主導により実施した「車内事故防止キャンペーン」について、特に発進時の事故の割合が高い傾向にあり、地方自治体に広報掲載を要請し啓発活動に努めました。
- (3) バスジャック・テロ対策をはじめとする危機管理対策、年4回の交通安全運動、年末年始の安全総点検等を通じて安全意識の高揚に努めました。
また、「石川県認知症高齢者等地域支援ネットワーク」や「いしかわテロ対策ネットワーク」への参画及び子供の安全確保(ながら見守り活動)や歩行者保護等の交通安全意識浸透活動への賛同協力等、県民生活の安全安心の寄与に努めました。
- (4) 運輸事業振興助成交付金事業による助成制度を活用し「睡眠時無呼吸症候群

(SAS)スクリーニング検査」や「脳検診」をはじめ「運転者の安全研修受講」、「ドライブレコーダー導入」、「アルコール検知器導入」、「運輸安全マネジメントセミナー受講」及び日本バス協会と協調助成した「衝突被害軽減ブレーキ装備車導入」等に対する助成を実施するなど、運転者安全教育の充実や安全なバス等の導入促進に努めました。

- (5) 令和2年12月15日、石川県地場産業振興センターにおいて、北陸信越運輸局石川運輸支局長を来賓に迎え第16回優良運転者認定式を開催しました。
また、同日同会場で第16回運転者講習会(163名出席)を開催し、「交通事故防止」及び「バス運転者の健康管理」に関する研修を実施しました。

5. 貸切バスの振興策の推進

- (1) 日本バス協会が策定した訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン、インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン等について、会員への周知に努めました。
- (2) 貸切バス事業者の安全性評価・認定制度についての会員への周知と、実施機関である日本バス協会の認定申請に係る現地訪問審査等に協力し、令和2年度は、2社が新たに「一つ星」に認定され、認定会員事業者は37社中32社(86.5%)となりました。内訳として「三ツ星」21社、「二ツ星」4社、「一つ星」7社と全国的にも多くの事業者が認定取得し、当協会会員が安全性をいかに重要視しているかが分かります。
- (3) 旅行業界との「安全運行パートナーシップ宣言」協定に基づき「第12回旅行業とバス事業の連携による安全運行等に関する石川連絡協議会」を開催し、新型コロナウイルス感染に係る影響等情報交換、支援事業の連携等を行うとともに、両業界において、この状況を協力して乗り切ることを確認いたしました。
- (4) バス事業の収支状況等の分析結果情報を会員に提供しました。

6. 労働問題への対応

- (1) 日本バス協会が策定した「バス事業における働き方改革実現のためのアクションプラン」の実施に向けて取組みや石川労働局の過重労働解消キャンペーンの実施などについて、委員会等を通じ会員への周知に努めました。
- (2) 日本バス協会と協調した「大型二種免許取得養成助成」の実施、及び石川労働局の「石川人材確保対策推進協議会」、北陸信越運輸局の「北陸信越バス運転者確保対策会議」への参画等、バス運転者確保対策の取組みに努めました。

7. 運輸事業振興助成交付金事業

- (1) 令和2年度の交付金額(石川県の補助額)、16,368,000円を財源として実施した主な事業は、次のとおりであります。
- ① 安全運行の確保に関する事業として、運転者の適性診断助成、運行管理者の一般講習助成、運輸安全マネジメントセミナー受講助成、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成、脳検診助成、ドライブレコーダー導入助成、アルコール検知器導入助成、運転者安全研修費助成、大型二種免許取得養成助成、貸切バス適正化機関負担金に係る助成、運転者講習会や優良運転者の認定式の開催、交通安全意識の啓発活動として新聞等による広報活動等を実施しました。
- ② 輸送サービスの改善に関する事業として、日本バス協会に協調した人にやさしいバス導入に対する助成を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、「バスの日」イベントを石川運輸支局の協力を得ながら、旅行業者、報道機関、行政機関を対象に感染対策の実演、特にバス車内の換気性能が優れている点等を PR し、バスの安心・安全について周知しているところです。併せて関連事業新聞広報等及びチラシを作成し各自治体に広報依頼するとともにバス利用促進を展開しました。

さらに乗合事業者のバス停、待合室等、利用者利便増進に必要な施設整備事業に助成を行いました。

- ③ 環境対策事業として、日本バス協会に協調した環境にやさしいバス・安全なバス導入や地方路線バス及び貸切バス中古車導入に対する助成を実施しました。
- (2) 日本バス協会の中央事業について、会員事業者に対する「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」、「大型二種免許取得養成助成事業」の実施に関し、所定の手続きを行いました。

8. コロナウイルス感染症予防対策関連活動について

- (1) 9月20日に「バスの日」イベントを石川運輸支局の協力を得ながら旅行業者、報道機関、石川県・金沢市教育委員会を対象に感染対策の実演、特にバス車内の換気性能が優れている点等を PR し、バスの安心・安全を周知しました。また、市町に対しても、しっかりとした感染対策によりバスの安心・安全を周知しました。更に金沢市が10月に主催した「カーフリーデー」イベントに参画し、バスの感染対策等PRしました。
- (2) 石川県知事に対しコロナ禍の窮状を訴え、5月、1月の二度にわたり赤字補填支援、貸切バス需要喚起政策支援について要望しています。同様に市町に対しても6月に県と同内容の要望を行っています。
- (3) 3月に入り、市町においてコロナワクチン接種対応が始まり、当協会は3月第1週、更に第3週に接種会場までのバス利用及び待機場所としてのバス車両利用を働き掛けました。バスの利用計画のある市町も出てきています。

9. その他

- (1) 優良運転者認定制度の拡充について
平成17年度に施行した優良運転者の認定制度について、バス業界における安全向上対策の一環として継続推進して取り組み、運転者の安全意識の高揚に努めました。
- (2) 広報活動事業
協会ホームページ及びバスの日を中心とした新聞・チラシ等を活用して貸切バス事業者安全性評価認定制度及び公共交通としてのバス利用促進広報に努めました。

以上のような事業計画の遂行にあたり、会員相互の協力と団結を強め、諸問題に取り組んできたところでありますが、これを更に令和3年度も継続してその取り組み強化に努めます。